

東日本大震災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

1. 総括表について

平成 年 月分 訪問看護療養費総括表

保険者名等 公費名	件数	日数	金額	結核・精神	基本利用料
				各法負担金額	
後期高齢者医療					
退職者医療					
さいたま市					
青森県					
国保計					
(例)青森県(被災分)					
(例)岩手県(被災分)					
(例)さいたま市(被災分)					
					テーションコード

通常どおりの記載

記入する

被災分計
(国保・退職・後期を合計)
※県外分については県ごとに、
埼玉県への転入者については
保険者ごとに合計してください

埼玉県内に転入した被保険
者に係るレセプトについても
こちらに記入してください

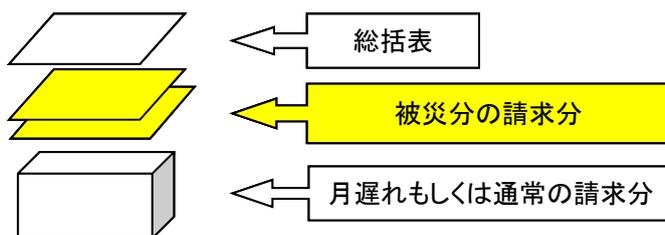
※被災分とは、「災1」の請求分です。ご不明な点等ありましたらお問い合わせください。

2. 請求書について

- (1) 被災に該当しない県外保険者分は、通常どおり作成してください。
- (2) 被災に該当する県外保険者分・県内保険者転入分は、それぞれ保険者(国保・後期高齢者医療別)別に作成してください。

3. 編綴方法について

総括表のすぐ下に被災分の請求分(被災請求書・レセプト)を編綴してください。

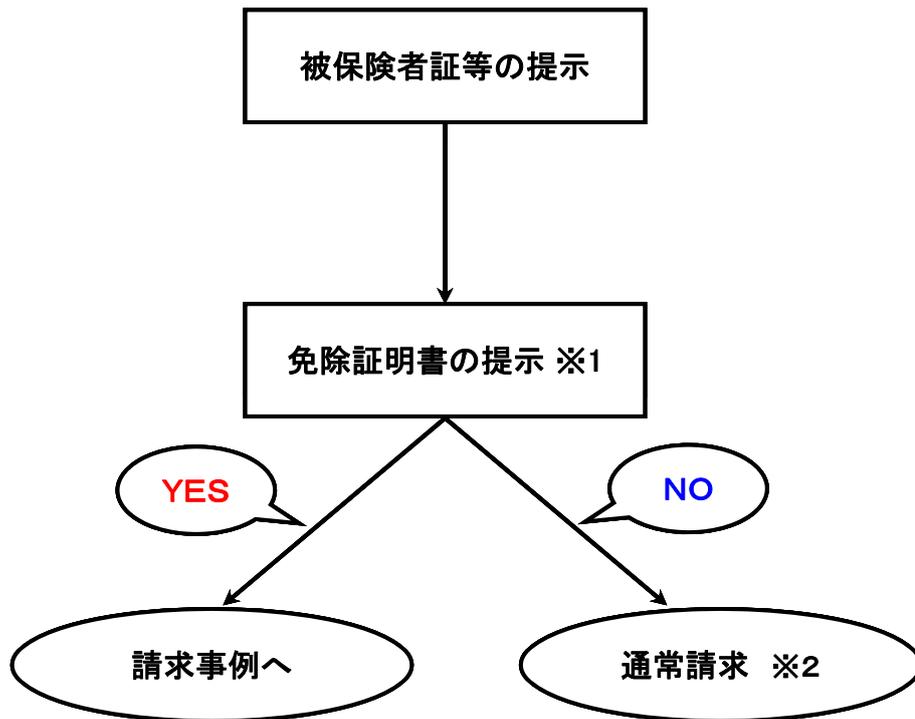


4. 明細書について

明細書の記入方法等については、別紙をご参照ください。

訪 問
(平成25年3月診療分以降)

東日本大震災に関する診療報酬等の請求フローチャート



※1 平成25年3月1日以降も、有効期限が切れていない免除証明書の提示があった場合については、引き続き窓口負担が免除となります。

※2 還付要件に該当される方は保険者から償還を受けることができます。

